

第6章 臨港地区の指定について

1. 臨港地区とは

- 臨港地区は、陸域にある施設を港湾施設として定義づけるために必要なゾーニングであるとともに、港湾陸域の港湾としての機能の増進のため、構築物の建設等の制限を行う都市計画としての機能も果たすものである。
都市計画法上、港湾を管理運営するための地域地区として、臨港地区を指定することができる（都市計画法第8条第1項第9号、第9条22号）、都市計画が定められていない場合には港湾管理者が港湾法第38条の規定により定めることができる。
- 港湾法上、港湾施設は港湾区域及び臨港地区内における施設となっている。
- 東京都港湾管理条例においても、港湾施設は港湾法上の港湾施設のうち都が設置したもの及び国から貸与を受け、又は管理を委託されたもの並びに都が港湾施設として必要なものとして設置したその他の施設となっている。

2. 各港の臨港地区指定状況

- 伊豆諸島9島15港湾のうち、1港湾（洞輪沢港）については、水域のみであり、臨港地区を指定する必要がない。
- 残りの9島14港湾のうち、3島3港湾（利島港、御蔵島港、青ヶ島港）については、都市計画が定められておらず、港湾法の規定により臨港地区を指定済みである。
- 残りの7島11港湾のうち、2島2港湾（式根島港、大千代港）については、都市計画が定められておらず、港湾法の規定により臨港地区の指定をしなければならないが、利用実態がないため、臨港地区を指定していなかった。
- 残りの5島9港湾（元町港、岡田港、波浮港、新島港、神津島港、三池港、大久保港、神湊港、八重根港）については、都市計画が定められており、都市計画法の規定により臨港地区を指定しなければならないが、地元町村等との協議が整っていないため、臨港地区を指定していなかった。

3. 現状

臨港地区指定をしていなかった11港湾（元町港、岡田港、波浮港、新島港、式根島港、神津島港、三池港、大久保港、神湊港、八重根港、大千代港）の陸上施設については、法的根拠が無い中で港湾施設の整備や管理業務、許認可業務などを実施している状態となっていたが、以下のとおり臨港地区指定が完了した（閉鎖中の大千代港を除く）。

○都市計画法の規定による臨港地区指定（元町港、岡田港、波浮港、新島港、神津島港、三池港、大久保港、神湊港、八重根港）

- 港湾管理者において、地元町村や都市計画所管部署等と調整し、臨港地区の指定範囲を確定の上、町村に案の申し出
- 町村において臨港地区の原案を作成し、公聴会を実施の上、案として知事（都市計画所管部署）へ協議すると同時に、公告及び縦覧（意見書の提出がある場合は、都市計画審議会へ要旨を提出）
- 都市計画所管部署において、都市計画審議会に付議し、その結果を町村へ通知
- 町村において、都市計画決定の上、告示及び縦覧

○港湾法の規定による臨港地区指定（式根島港）

- 港湾管理者において、地元町村等との調整の上、臨港地区の指定範囲を確定
- 港湾管理者において、原案の説明会を実施の上、案として公告及び縦覧
- 港湾管理者において、臨港地区を決定の上、告示及び縦覧